

承認第 2 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 30 年 5 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

平成30年度の国民健康保険の都道府県化により、国民健康保険支払準備基金の運用をそれに伴うものとすることから、かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

かすみがうら市長

平成30年かすみがうら市条例第25号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険条例（平成17年かすみがうら市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第11条中「診療報酬の支払の円滑化及び」を「事業費納付金及び保険給付費の支払の円滑化並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。